

令和7年7月10日制定

十文字学園女子大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「身をきたへ 心きたへて 世の中に たちてかひある 人と生きなむ」に基づき、社会の要請に応じる学術の理論と応用を教育研究することによって、社会・文化の発展に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的としている。

このため、本学は、教育研究において生み出された成果を蓄積し、社会に還元するにあたって、研究データの管理、公開および利活用に関するポリシーを以下の通り定める。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動を通じて研究者によって収集または生成された情報を指す。

（研究データの管理）

2. 本学は、原則として、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認め、研究者は、研究データの価値を守るため、各学問領域の特質を踏まえ、その法的および倫理的要件に従って研究データ管理を実施する。

（研究データの公開）

3. 研究者は、各学問領域の特質を踏まえ、その法的および倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

（大学の役割）

4. 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境を整備する。

（その他）

5. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

十文字学園女子大学研究データポリシーの解説

十文字学園女子大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「身をきたへ 心きたへて 世の中に たちてかひある 人と生きなむ」に基づき、社会の要請に応じる学術の理論と応用を教育研究することによって、社会・文化の発展に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的としている。

このため、本学は、教育研究において生み出された成果を蓄積し、社会に還元するにあたって、研究データの管理、公開および利活用に関するポリシーを以下の通り定める。

本学においても日々貴重な研究データが蓄積されているが、それらを適切に管理すること、それらを適切な形で公開することは、本学の使命を実現するためにも重要である。

このような前提に基づき、十文字学園女子大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定めることとした。

本ポリシーにおいては、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有することを基本とした。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動を通じて研究者によって収集または生成された情報を指す。

「研究者」

本ポリシーが対象とする「研究者」とは、「7-1-1 十文字学園女子大学における研究に関する行動規範」に定める者を指す。「(前略) 本学の研究者（教職員（非常勤を含む）、院生、学生等）は、(後略)」

学生・大学院生等は、指導教員等の指導に基づき研究データの管理を行う。

学外の研究者（大学、民間企業、その他機関に所属）等との共同研究等を本学において実施する場合、学外の研究者等を本ポリシーにおける「研究者」に含めることができる。

「研究データ」

「研究データ」とは、研究活動の過程や研究活動の結果として収集・生成されるデータを指す。デジタルか否かは問わない。また、収集または生成したデータのみならず、それらを解析、加工して作成したデータも含まれる。

研究活動の過程や研究活動の結果として収集・生成される具体的なデータには、「観測

データ」、「試験データ」、「調査データ」、「メディアコンテンツ」、「シミュレーションデータ」、「標本」、「史資料」、「プログラム」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」、「研究ノート」、「試料」、「装置」等がある。

また、加工過程では、「生データ」、「加工データ」、「二次データ」、「最終データ」等がある。データ種別では、「数値データ」、「テキストデータ」、「画像データ」、「音声データ」、「マルチメディアデータ」、「データベース」、「ソースコード」等がある。

「7-1-2 十文字学園女子大学における研究データの保存等に関するガイドライン」が対象としている「研究データ」は、外部に発表した研究論文等の研究成果に関する研究データ等である。しかし、研究論文等研究成果に直接的に使用されていない情報であっても、学術的に価値のある情報が含まれている可能性もある。よって、上記ガイドラインが対象としていない情報も、本ポリシーにおける「研究データ」には含まれるという点には注意を要する。

研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合は、本ポリシーの対象となる。

「本学における研究活動」

「本学における研究活動」には、本学の研究者が実施する研究活動の他、本学の施設、設備等を用いて学外の研究者（大学、民間企業、その他機関に所属）が実施する研究活動も含む。

本学の施設、設備等を用いて学外の研究者（大学、民間企業、その他機関に所属）が実施する研究活動に対しても、原則、本ポリシーを適用することとする。

（研究データの管理）

2. 本学は、原則として、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認め、研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの各学問領域の特質を踏まえ、その法的小および倫理的要件に従って研究データ管理を実施する。

「研究データを収集または生成した研究者」

研究データの管理や公開については、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の判断を尊重することが合理的である。一方で、研究データの完全性・正確性・追跡可能性の確保等、研究データの適切な管理は、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の責務でもある。これらのことから、研究データの管理を行う権利と責務は、原則として、当該研究データを収集または生成した研究者が有することとなる。

ただし、複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議の上、研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望まれる。

学外の研究者（大学、民間企業、その他機関に所属）等と共同研究を実施する場合も、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望まれる。

研究者の他機関への転出においては、転出前後において研究データの価値が失われないように所属組織や転出先機関の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。

研究者の退職にあたっては、退職後も研究データの価値が失われないように所属組織の関係者等と協議の上、適切な研究データ管理の維持に努めなければならない。

「研究データの管理」

「研究データの管理」とは、研究データの収集・生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を指す。研究プロジェクトが行われている間の日々のデータの取扱方法のみならず、どのようにデータを取り扱っていくかの計画（Data Management Plan：DMP）の策定、研究プロジェクトが終わった後、そのデータをどうするのかといった長期的なデータの取り扱いも含まれる。

「各学問領域の特質を踏まえ」

「研究データの管理」に対する考え方は、学問領域によって異なることが考えられることから、研究データの管理に関して一律に扱うことはせず、各学問領域における研究倫理指針等を踏まえ、研究データ管理を実施する。

「法的小よび倫理的要件」

本学は、原則、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認めるが、研究者は、研究データ管理の実施にあたり、法令、契約、本学規程、各学問領域において要求される倫理的要件等を遵守しなければならない。

（研究データの公開）

- | |
|--|
| <p>3. 研究者は、各学問領域の特質を踏まえ、その法的小よび倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。</p> |
|--|

「各学問領域の特質を踏まえ」

「研究データの公開」に対する考え方は、学問領域によって異なることが考えられることから、研究データの公開に関して一律に扱うことはせず、各学問領域における研究倫理指針等を踏まえ、研究データの公開を実施する。

「法的小よび倫理的要件」

研究者は、法令、契約、本学規程、各学問領域において要求される倫理的要件等を遵守しなければならない。例えば以下のような研究データについては公開してはならない。

個人情報、著作物など、法的に保護される研究データ
機密保持等の観点から公開に制限がある研究データ
契約によって制限が課された研究データ
安全保障輸出管理の対象になっている研究データ
倫理的要件等から公開に適しない研究データ
公開により第三者の利益を害する恐れがある研究データ 等

「可能な限り」

研究データの公開において、研究者にはオープン・アンド・クローズ戦略に基づく戦略的な判断が求められる。法的小よび倫理的要件に問題のない研究データをすべて公開しなければならないわけではない。

「公開」

本ポリシーにおける「公開」とは、アクセス制限なく誰でも利用を可能とする「一般公開」と、アクセス権を付与された限定された者が利用できる「共有」を指す。

```
graph TD; A[研究データ] -- 対応 --> B[メタデータ];
```

研究データ

本学における研究活動を通じて研究者によって収集または生成された情報

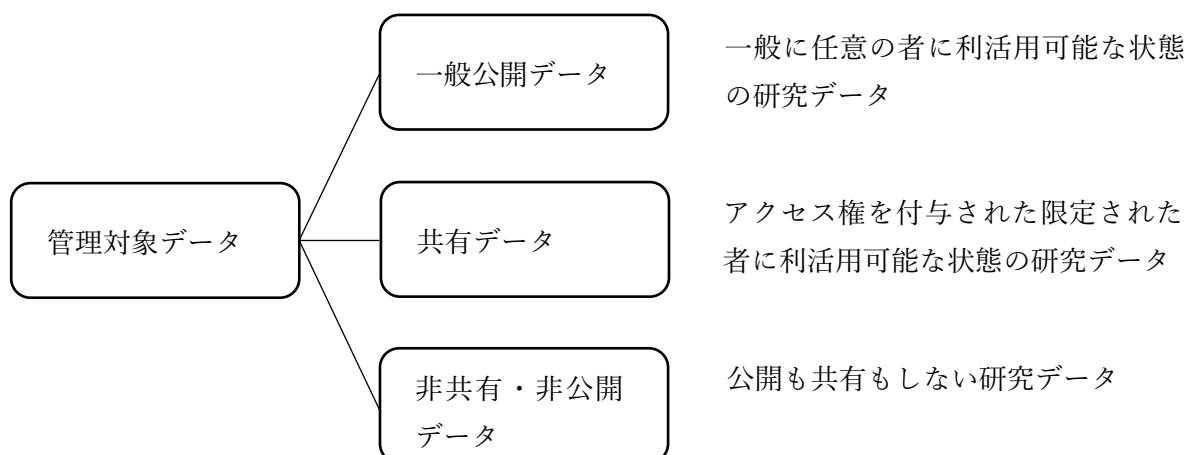
管理対象データ

研究データのうち、本学や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるもの

対応

メタデータ

管理対象データを説明するための情報から構成されるデータ。研究データの名称、研究データの説明、研究データの管理者およびその連絡先、研究データの所在場所、研究データの保存・公開・共有の方針等の情報



FAIR 原則

Re-usable：再利用可能性

(大学の役割)

4. 本学は、研究データの管理および公開を支援する環境を整備する。

「研究データの管理および公開を支援する環境」

本学による具体的な支援として、以下のものが考えられる。

- (1) 研究データを管理・保存するためのデータプラットフォームの整備
- (2) 研究データ管理計画（DMP）等、研究データの管理に関する計画や行動の支援
- (3) 研究データを公開するためのデータリポジトリの提供
- (4) 公開する研究データのメタデータ作成の支援
- (5) 研究データに関する契約、法務等の支援
- (6) 研究データの管理の取組みの奨励と実績の評価
- (7) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等の制定・整備
- (8) 研究データの管理、公開、利活用に関する啓発

(その他)

5. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

「見直し」

研究データの管理、公開および利活用のあり方は、社会や学術状況の変化による影響を受けることから、本ポリシーは、適宜見直しを図ることが必要であることを明示している。